

# 令和5年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県民又は事業者（以下「県民等」という。）が行う地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）をいう。

(3) 太陽電池

太陽光などの光の照射を受けてそのエネルギーを直接電気エネルギーに変える半導体装置をいう。

(4) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(5) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(6) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋（店舗等を併用する家屋を除く。）をいう。

(7) 経産省補助金

経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両・充電インフラ等の導入に関する補助金をいう。

(8) EV

電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車をいう。

(9) V2H

EVから電力を取り出し、また、EVに充電する装置で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。

(10) リース事業者

リース契約に基づき、EV、またはV2Hの貸付を行う者をいう。

(11) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限り省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する住宅のエネルギー収支がゼロ以下となる住宅をいう。

(12) ZEH+（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・プラス）

ZEHの定義を満たしていることに加え、より高性能な住宅設備が備えられている住宅をいう。

(13) ZEHビルダー/プランナー

一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているZEH住宅を建てることを認定された事業者をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第3条 要綱第1条に規定する補助対象事業及び補助要件は、別表1に定めるとおりとする。

2 事業は、原則単年度事業に限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについて、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助率、補助額)

第4条 要綱第1条に規定する補助対象経費及びその補助率又は補助額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金申請者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、別表3に定めるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、別表4に定めるとおりとする。

3 県民等は、規則第3条の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体についてはこの限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助金交付申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査の上、適切であると認めたときは、補助事業者を決定するものとする。
- (2) 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により補助事業者を決定する。

(補助金交付指令前の着工)

第8条 事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものであるが、当該年度内において真にやむを得ない事由により指令前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した指令前着工届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業変更(中止・廃止)の内容及び理由書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 県民等は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第12条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の実績報告書及び知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、別表5に定めるとおりとする。

3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請を行った県民等は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

4 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした県民等は、規則第11条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には様式第6号により、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の請求)

第13条 規則第12条の規定による通知を受けた県民等は、補助金請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第15条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。)で定められている耐用年数(別

表6のとおり。以下「法定耐用年数」という。)をいう。

- 3 前項別表6に掲げられていない事項の法定耐用年数については、知事が別に定める。
- 4 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。
- 5 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 6 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

第17条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例(平成14年条例第43号)に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年度分の補助金について適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業	補助要件	備考
各事業の共通	(1) 国交付要綱に準ずること。 (2) 国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。 (3) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。	
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	<b>【太陽光発電設備】</b> 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 国実施要領別紙 2 の 2 (2) ア (ア) に定める要件を満たすこと。 (2) P P A による設備でないこと。 (3) リース設備でないこと。 (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力 (定格出力) の合計値が 1 0 kW 未満のものであること。なお、増設の場合においては、既存分を含めて 1 0 kW 未満であること。 (5) 既築住宅であること。 (6) 工事着工前であること。  <b>【蓄電池】</b> 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 (1) 国実施要領別紙 2 の 2 (2) ア (イ) に定める要件を満たすこと。 (2) P P A による設備でないこと。 (3) リース設備でないこと。 (4) 定置用であること。 (5) 既築住宅であること。 (6) 工事着工前であること。	蓄電池のみの単独設置は不可。
E V ・ V 2 H 補助事業	<b>【E V】</b> (1) 国実施要領別紙 2 の 2 (2) オ (ネ) に定める要件を満たすこと。 (2) 自動車検査証の初度登録 (届出) の日が本補助金に関する予算の成立日以降であること。 (3) 災害時に E V を活用し、地域等に協力できること。 (4) E V の自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。  <b>【V 2 H】</b> (1) 国実施要領別紙 2 の 2 (2) オ (ノ) に定める交付要件を満たすこと。 (2) V 2 H の設置場所が、本補助金を用いて導入した E V の自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。 (3) 工事着工前であること。	V 2 H のみの単独設置は不可。  <b>【E V】</b> (3) に示す災害時の E V 活用は、E V を活用した地域等への協力者名簿登録書 (様式 1 - 7) に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合に、本県の要請に基づき、E V を非常用電源として提供すること等に協力すること。

Z E H +  
補助事業

次の各号のいずれの要件も満たすもの。

- (1) 国実施要領別紙2の2(2)エ(ツ)に定める交付要件を満たすこと。
- (2) 徳島県内に新築した住宅又は購入した新築建売住宅であること。
- (3) Z E Hビルダー/プランナーにより建築された住宅であること。
- (4) 新築する場合は、工事着工前であること。

別表 2 (第 4 条関係)

事業	補助対象経費	補助率 又は 補助額
太陽光発電 設備・蓄電池 補助事業	設備費(設備の購入、運搬、調整、据 付け等に要する経費)、工事費。詳細 は、国実施要領の別表第 1 を参照のこ と。	<p><b>【太陽光発電設備】</b> 太陽光発電設備に係る公称最 大出力(定格出力)の合計値の kW数(注 1) × 7 万円</p> <p>(注 1) 太陽光発電設備の公称 最大出力の合計値とは「太陽電 池モジュールの公称最大出力 (定格出力)の合計値」又は 「パワーコンディショナーの公 称最大出力(定格出力)」の小 さい方の値をいい、小数点以下 を切り捨てとする。 ※上限額は 3 5 万円とする。</p> <p><b>【蓄電池】</b> 補助対象経費の 1 / 3 以内 (千円未満は切り捨てとす る。) ※上限額は 2 5 . 8 万円とす る。</p>
EV・V2H 補助事業	<p><b>【EV】</b> EV(新車に限る。)の購入経費 (消費税及び地方消費税の額並びにリ サイクル料金を除く。)</p> <p><b>【V2H】</b> V2H設備本体(新品に限る。)の 購入経費(消費税及び地方消費税の額 並びにリサイクル料金を除く。)</p>	<p><b>【EV】</b> 蓄電容量(kWh) × 2 万円 (ただし、経産省補助金の 「(別表 1) 銘柄ごとの補助金 交付額」と 8 0 万円を比較し、 低い方の額を上限とする。)</p> <p><b>【V2H】</b> 補助対象経費の 1 / 2 以内 (千円未満は切り捨てとする。 ただし、経産省補助金の「(別 表 1) 銘柄ごとの補助金交付 額」と 7 5 万円を比較し、低い 方の額を上限とする。)</p>
ZEH+ 補助事業	建築・購入に係る費用一式	1 0 0 万円/戸

別表 3 (第 5 条関係)

事業	補助金申請者
各事業の共通	<p>次の各号のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>(1) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。</p> <p>(2) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。</p> <p>(3) 県税、その他の税について未納がないこと。</p>
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	<p>徳島県内に住所を有する個人（生計を同一にする者が徳島県内に住所を有する場合において、申請をしようとする者が当該住所の建物を所有しているときを含む。）</p>
EV・V2H補助事業	<p><b>【EV】</b></p> <p>(1) 徳島県内に住所を有する個人、県内に事務所若しくは事業所を有する法人（国、地方公共団体を除く。）。ただし、EVまたは、V2Hが自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる者（リース契約の場合は補助対象者の使用者）は補助申請者としなない。（ただし、補助申請者がリース事業者で、かつ、使用者が前述の者に該当しない場合を除く。）</p> <p>(2) EVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。</p> <p>(3) 補助申請者がリース事業者の場合は、当該リース事業者が前項第1号から第2号の要件を全て満たす者であること。また、リース事業者は、貸与料に補助金相当額分の値下がり を反映させること。</p> <p><b>【V2H】</b></p> <p>(1) 本補助金に係るEVの交付申請をしている者</p> <p>(2) V2Hの設置場所が、本補助金を用いて導入したEVの自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。</p> <p>(3) 設備を設置する住宅の所有者であること。</p>
ZEH+補助事業	<p>徳島県内に住所を有する個人（生計を同一にする者が徳島県内に住所を有する場合において、申請をしようとする者が当該住所の建物を所有しているときを含む。）</p>

別表 4 (第 6 条関係)

事業	知事の定める書類	提出期日	備考
各事業の共通	(1) 住民票の写し(申請者が法人の場合は、登記事項証明書の写し) (2) 納税証明書(都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したものの。)	各事業ごとに別に定める。	※申請日から起算して3か月以内のもの。
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	<p><b>【太陽光発電設備】</b></p> <p>(1) 誓約書(様式1-1)</p> <p>(2) 太陽光発電設備設置概要書(様式1-2)</p> <p>(3) 住宅の場所を示す位置図(住宅地図等)及び補助対象設備を設置する場所を示す図面</p> <p>(4) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し</p> <p>(5) 発電する電力の消費量計画書(様式1-3)</p> <p>(6) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し</p> <p>(7) 工事請負書契約書の写し(契約済みである者に限る。)</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p> <p><b>【蓄電池】</b></p> <p>(1) 蓄電池設備設置概要書(様式1-4)</p> <p>(2) 住宅の場所を示す位置図(住宅地図等)及び補助対象設備を設置する場所を示す図面</p> <p>(3) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し</p> <p>(4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し</p> <p>(5) 工事請負契約書の写し(契約済みである者に限る。)</p> <p>(6) その他知事が必要と認める書類</p>	知事が特に認めるものを除き、当該年度の1月31日までとする。	工事着工の前に申請が必要。
E V・V 2 H 補助事業	<p><b>【E V】</b></p> <p>(1) 誓約書(様式1-5)</p> <p>(2) 事業実施計画書(E V)(様式1-6)</p> <p>(3) E Vを活用した地域等への協力者名簿登録書(様式1-7)</p> <p>(4) 電力調達方法報告書(様式1-8)</p> <p>(5) 自動車検査証の写し</p>	<p><b>【E V】</b></p> <p>知事が特に認めるものを除き、当該年度の2月28日までとする。</p> <p><b>【V 2 H】</b></p> <p>知事が特に認めるものを除き、</p>	<b>【V 2 H】</b> 工事着工の前に申請が必要。

	<p>(6) 補助申請者が車両購入者となっている注文書、請求書もしくは売買契約書の写し(ただし、車名・グレード及び購入価格が明示されていること。)</p> <p>(7) 自宅の再エネ設備で車両の電力を賄う場合は、HEMSのデータなどの当該設備の発電量と自宅の電力消費量がわかる資料</p> <p>(8) 前項に該当しない場合は、再エネの調達に係る契約書もしくは再エネ電力証書の写し(ただし、再エネ調達量が明示されていること。)</p> <p>(9) その他知事が必要と認める書類</p> <p><b>【V2H】</b></p> <p>(1) 事業実施計画書(V2H)(様式1-9)</p> <p>(2) 申請者宛ての見積書(メーカー名、型式、購入価格(予定価格)、購入費の支払条件が明記されていること。)</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し(契約済みである者に限る。)</p> <p>(4) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>当該年度の1月31日までとする。</p>	
<p>ZEH+補助事業</p>	<p>(1) 誓約書(様式1-10)</p> <p>(2) 事業実施計画書(様式1-11)</p> <p>(3) 建物の平面図</p> <p>(4) BELS評価書(ZEHマークが表示されたもの)の写し、エネルギー計算書(BELS評価機関の押印のあるもの)及び外皮計算書(BELS評価機関の押印のあるもの)</p> <p>(5) ZEH+を証する書類(設備のカタログ、図面等)</p> <p>(6) 補助対象住宅に係る見積書</p> <p>(7) 工事請負契約書の写し(契約済みである者に限る。)</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p>	<p>知事が特に認めるものを除き、当該年度の1月31日までとする。</p>	<p>工事着工の前に申請が必要。</p>

別表 5 (第 1 2 条関係)

事業	知事の定める書類	提出期日
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	<p><b>【太陽光発電設備】</b></p> <p>(1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し</p> <p>(2) 工事が適正に行われたことが確認できる写真</p> <p>(3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し(申請時に提出した場合、変更がなければ不要。)</p> <p>(4) 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることが確認できる書類</p> <p>(5) 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し(固定価格買取制度、FIP(Feed-in Premium)制度を利用しないことが分かるもの。)</p> <p>(6) 建築基準法に基づく検査済証の写し等</p> <p>(7) その他知事が必要と認める書類</p> <p><b>【蓄電池】</b></p> <p>(1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し</p> <p>(2) 工事が適正に行われたことが確認できる写真</p> <p>(3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し(申請時に提出した場合、変更がなければ不要。)</p> <p>(4) 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることが確認できる書類</p> <p>(5) 太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類(電気配線図面等)</p> <p>(6) その他知事が必要と認める書類</p>	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日とする。
EV・V2H補助事業	<p><b>【EV】</b></p> <p>(1) 領収書</p> <p>(2) その他知事が必要と認める書類</p> <p><b>【V2H】</b></p> <p>(1) 補助対象設備に係る領収書及び領収書内訳書の写し</p> <p>(2) 工事が適正に行われたことが確認できる写真</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し</p> <p>(4) 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることが確認できる書類</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p>	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

事業	知事の定める書類	提出期日
Z E H + 補助事業	<p>(1) 補助対象設備に係る領収書及び領収書内訳書の写し</p> <p>(2) 工事が適正に行われたことが確認できる写真</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し（申請時に提出した場合、変更がなければ不要。）</p> <p>(4) 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（余剰電力を電力会社に売電する場合に限る。）</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p>	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

別表6（第16条関係）

対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
V2H	6年

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

### 補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、  
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池補助事業（蓄電池も導入）

EV・V2H補助事業（V2Hも導入）

ZEH+補助事業

（注）該当する補助事業にをすること。

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）

氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

1 事業名 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池補助事業（蓄電池も導入）

EV・V2H補助事業（V2Hも導入）

ZEH+補助事業

（注）該当する補助事業にをすること。

2 以下の各条件について了承します。

（1）補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。

（2）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

（3）当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

3 着工予定年月日  
年 月 日

4 竣工予定年月日  
年 月 日

5 関係書類

6 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）

氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素  
の中止（廃止）

移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類  
を添えて申請します。

1 補助事業名 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池補助事業（蓄電池も導入）

EV・V2H補助事業（V2Hも導入）

ZEH+補助事業

（注）該当する補助事業にをすること。

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令第 号

3 関係書類

(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

(2) その他必要な書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）

氏名

連絡先

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

### 補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池補助事業（蓄電池も導入）

EV・V2H補助事業（V2Hも導入）

ZEH+補助事業

（注）該当する補助事業にをすること。

2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）  
氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

### 実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します

1 補助事業名 年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池補助事業（蓄電池も導入）

EV・V2H補助事業（V2Hも導入）

ZEH+補助事業

（注）該当する補助事業にをすること。

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）

氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付け徳島県指令 第 号により交付決定通知のあつた事業補助金について、徳島県地域脱炭素・再エネ推進事業補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 徳島県補助金交付規則第12条に基づく確定額  
金 円  
（ 年 月 日付け徳島県指令 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）

氏名 連絡先

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。



徳島県知事 殿

住所  
氏名  
電話番号  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第16条第5項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号  
年 月 日付け徳島県指令第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)

3 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、記入不要。）  
氏名 連絡先

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金  
太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第 1 4 条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
2. 県が実施する太陽光等の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
3. 申請する住宅は、既築住宅であること。
4. 固定価格買取制度、F I P (Feed-in Premium) 制度を活用しないこと。
5. 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
6. 太陽光発電設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。
7. 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
8. 太陽光発電については、発電した電力の 3 0 パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
9. 蓄電池設備を導入する場合、法定耐用年数を超えて使用すること。
10. 申請者が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
11. 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

太陽光発電設備設置概要書

1 申請者

フリガナ	
氏名	
現住所	
電話番号	
設備を設置する住宅の所在地	(現住居の場合は、同上と記載)

2 申請する補助対象事業

事業着手（発注・契約）予定	年 月 日
事業完了予定	年 月 日
<p>【 施工業者について 】</p> 事業者名 代表者氏名 所在地 電話番号 担当者氏名	
太陽電池モジュール (メーカー名・型式)	
パワーコンディショナー (メーカー名・型式)	
太陽光発電設備の公称最大出力の合計値※1 <u>(10kW未満が対象)</u>	_____ kW (小数点以下切り捨て) ① (次項の「3 補助金交付申請額」の算出で使用)

※1 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、「太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力（定格出力）」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。

3 補助金交付申請額

補助金の計算式	申請額
①公称最大出力の合計値（kW） × 7万円 ただし、上限額は35万円とする。	_____万円

様式 1 - 3

発電する電力の消費量計画書

補助の要件として、補助事業にて設置する太陽光発電設備により発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

以下の項目をご記入ください。(各想定値は、施工業者等にお問い合わせください。)

申請者	
住所	
氏名	

【想定値】年間発電量 (A)	kWh
【想定値】年間自家消費量 (B)	kWh
【想定値】自家消費割合 (B) / (A)	%

施工業者	
所在地	
社名 代表者名	
電話番号	
担当者名	

蓄電池設備設置概要書

1 申請者

フリガナ	
氏名	
現住所	
電話番号	
設備を設置する住宅の所在地	(現住居の場合は、同上と記載)

2 「申請する補助対象事業」及び「補助金交付申請額」

事業着手（発注・契約）予定	年 月 日
事業完了予定	年 月 日
<p>【 施工業者について 】</p> 事業者名 代表者氏名 所在地 電話番号 担当者氏名	
メーカー名	
型式	
蓄電容量（A）	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kWh（小数点以下第3位以下切り捨て）
補助対象経費	設備費（税抜） 円
	工事費（税抜） 円
	合計金額（B） 円
(B) ÷ (A)	_____円（1 kWh当たりの金額） ※155,000円以下の場合に限り、補助対象となります。
補助金の交付申請額	「(B) ÷ 3」又は 「25.8万円」の安い方 _____円 ※1,000円未満は切り捨てる。

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金  
EV・V2H補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 国及び国の委託を受けた団体から、他のEV・V2Hに係る補助金を受けていないこと。
2. 県が実施するEVの利用状況等の調査に、必要な情報を提供すること。
3. EVについては、法定耐用年数を超えて使用すること。
4. 本補助事業により取得したEVについては、徳島県内を本拠として使用すること。
5. V2Hを導入する場合、法定耐用年数を超えて使用すること。
6. 申請者（法人が申請する場合は役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
7. 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること）

担当者及び連絡先

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金  
EV・V2H補助事業に係る事業実施計画書 (EV)

(申請者) 所在地  
氏名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

【車両及び補助金額算定に関する事項】

使用の本拠の位置	
導入したEV	メーカー 車名 型式
自動車検査証の初度登録(届出)日	年 月 日
EVの蓄電容量(A)	kWh
補助金交付見込額(B) (B)=(A)×2万円	円/台
国補助金上限額(C)	円/台
(B)と(C)のいずれか小さい金額(D)	円/台
(D)と80万円のいずれか小さい金額(E)	円/台
台数(F)	台
補助金交付申請額 (E)×(F)	円

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所 在 地  
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

## E V を活用した地域等への協力者名簿登録書

災害時に E V を活用した地域等への協力者として、下記のとおり登録するとともに、誠意を持って協力します。

## 1 協力内容

- ・地震等による大規模災害が発生した場合において、徳島県の要請に基づき、E V を非常用電源として提供すること。
- ・協力者名簿に登録された情報を徳島県災害対策本部に提供すること。

## 2 登録設備

設 備	型 式	保管場所 (名称及び住所)
E V		

## 3 登録者連絡先

氏 名	
電話番号	
メールアドレス	
住 所	

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 所在地  
氏 名

(個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。)

(担当者及び連絡先)

電力調達方法報告書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金（EV・V2H補助事業）の申請にあたり、EVに用いる再生可能エネルギーの調達方法を次のとおり報告します。

1 EVの想定年間消費電力量 \_\_\_\_\_ kWh

2 調達方法（年間）

① 自宅（太陽光発電）	kWh
② 自宅（その他再生可能エネルギー）	kWh
③ 再エネ電力証書 （グリーン電力証書・再エネ電力由来Jクレジット）	kWh
④ 再エネ電力メニュー	kWh
合計	kWh

※①又は②の場合 自宅での年間発電量 \_\_\_\_\_ kWh

自宅での年間消費量 \_\_\_\_\_ kWh

3 EVで使用する調達再エネ量

2の合計値 \_\_\_\_\_ kWh - 1の消費電力量 \_\_\_\_\_ kWh

= \_\_\_\_\_ kWh

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金  
EV・V2H補助事業に係る事業実施計画書（V2H）

（申請者） 所在地  
氏 名

（個人以外の場合は、名称及び代表者の職・氏名を記載すること。）

（担当者及び連絡先）

【機器及び補助金額算定に関する事項】

設置場所	名称 住所
導入予定のV2H	メーカー 型式
事業着手（発注・契約）予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
V2H本体価格(A)	円/台
補助金交付見込額(B) (B)=(A)×1/2	円/台
国補助金上限額(C)	円/台
(B)と(C)のいずれか小さい金額(D)	円/台
台数(E)	台
補助金交付申請額 (D)×(E)	円

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金  
ZEH+補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 国及び国の委託を受けた団体から、他のZEH+に係る補助金を受けていないこと。
2. 県が実施するZEH+の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
3. 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。
4. 補助対象設備は、法定耐用年数を超えて使用すること。
5. 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
6. 申請者が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
7. 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金  
ZEH+補助事業に係る事業実施計画書

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

1 事業計画

(1) 補助対象住宅の所在地

(2) 工事着工日 (予定)  
年 月 日

(3) 工事完了日 (予定)  
年 月 日

(4) 工事施工業者

所在地	
ZEHビルダー／プランナー登録名称	
ZEHビルダー／プランナー登録番号	

2 補助対象経費

補助対象経費 (建築又は購入に係る費用一式)	円
補助金申請額 (定額)	1,000,000 円